

# 高層住居誘導地区

都心における居住機能の確保等を図るため、住宅と非住宅の混在を前提とした用途地域における高層住宅の建設を誘導すべき地区において、容積率制限の緩和等を行う。

(都市計画法第9条第17項)

## ◇制度のイメージ

